

(避難施設の管理)

第39条 令別表第1に掲げる防火対象物の避難口、廊下、階段、避難通路その他の避難のために使用する施設は、次に定めるところにより避難上有効に管理しなければならない。

- (1) 避難のために使用する施設の床面は、避難に際し、つまづき、すべり等を生じないように常に維持すること。
- (2) 避難口に設ける戸は、外開きとし、開放した場合において廊下、階段等の有効幅員を狭めないような構造とすること。ただし、劇場等以外の令別表第1に掲げる防火対象物について避難上支障がないと認められる場合においては、内開き以外の戸とすることができる。
- (3) 前号の戸には、施錠装置を設けてはならない。ただし、非常時に自動的に解錠できる機能を有するもの又は屋内から鍵等を用いることなく容易に解錠できる構造であるものにあっては、この限りでない。

【解釈及び運用】

1 本条は、政令別表第1に掲げる防火対象物の避難のために使用する施設の管理に関し、避難の妨害となる設備の設置及び物件の放置の禁止、床面の適正な維持並びに避難口を設ける戸の管理について規定したものである。

2 廊下、階段、出入口（非常口）等については、主として建築基準関係法令に、その設置についての技術上の基準が定められており、特に建築基準法施行令第5章第2節には、特殊建築物等に設ける廊下、階段、出入口の設置個数、配置方法、幅の合計、構造等に関する具体的な定めが設けられている。これらの法令の規制の対象とならない防火対象物について、設置の基準自体について規定を設けることも本条の立案過程において論議されたが、構造的規制については建築基準関係法令に委ねることとして、その維持についてのみ規定したものである。

「その他の避難のために使用する施設」とは、ひさし、スロープ、ドライエリア（階段、タラップ等で地上に通じているものに限る。）などをいう。

3 第1号の「つまづき、すべり等を生じないように」とは、避難のために使用される廊下、階段、通路の床面について避難に支障となる凸凹などがなく、かつ、階段、通路を滑りにくくするため、例えば、ノンスリップタイルなどの滑り止めを設けることをいう。また、破損等が生じた場合には速やかに修理することが必要である。

4 第2号は、政令別表第1に掲げる防火対象物の避難口に設ける戸一般について、外開きを原則とすることとした。この場合、劇場等については、ただし書の適用がないことに注意を要する。

「廊下、階段等の有効幅員を狭めないような構造」とは、戸が180度に開放でき、壁と平行となる構造をいう。

「内開き以外の戸」とは、外開き戸のほかには、引違い戸、片引き戸、押上げ戸、シャッター等が考えられるが、シャッターの場合は、くぐり戸付きに限るものとする。

5 第3号

「容易に解錠できる構造」とは、避難しようとする際に、かぎ、IDカード、暗証番号等を用いることなく容易に解錠できる構造のものをいう。